

鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市のまちなかにおいて、生活の維持やコミュニティの活性化を図るため、地域が抱える課題を解決するコミュニティビジネスの起業に対する取り組みを支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) まちなか 鳥取市の行政区域の内、原則として中山間地域（鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に定める地域をいう。）を除く地域
- (2) 組織・団体等 まちなか暮らしの推進に向けた対策に取り組む個人事業者、企業、農工商団体、NPO・ボランティア団体、自治組織等の住民団体等（法人格の有無を問わない。）をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みであって、原則として別表1の要件を全て備える事業をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付要綱（令和6年3月29日輝く鳥取創造本部長通知）に基づき実施する別表2の第1欄に掲げる事業であって、かつ、別に定める審査会において合格した事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2の第2欄に掲げる経費とする。

(補助対象者)

第6条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表2の第3欄に掲げる者であって、かつ、次に掲げる市税等の滞納がないものとする。

- (1) 市税

- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 下水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(補助金の額)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表2の第4欄に定める率を乗じて得た額(同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第8条 本補助金の交付申請は、原則として事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額

に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第11条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条に定める実績報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長から返還の命令があつたときは、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間とする。)とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

第14条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(鳥取市ソーシャル・コミュニティビジネス支援補助金交付要綱の廃止)

- 2 鳥取市ソーシャル・コミュニティビジネス支援補助金交付要綱（平成22年7月27日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別表1（第3条）

構成要素	内容
活動の主体	地域住民であること
目的	公共サービスを補完する形で、これまで目を向けられなかった社会や地域の課題を解決すること
活動の特徴	原則、寄附金などの外部資金に頼らず、自らが事業収益を上げながら継続的に課題解決に取り組むこと。

別表2（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費※	3 補助対象者	4 補助率	5 限度額
まちなかにおける生活の維持、コミュニティの活性化に資するコミュニティビジネスの起業	(1) 事業に必要な施設の改修・整備、機器・設備・器具・備品のリース又は500千円未満の備品購入に要する経費 (2) 調査・宣伝等に要する経費 (3) その他事業に必要な経費	鳥取市内に活動拠点を有する組織・団体等。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としないものとする。	1/2	3,000千円

※ 建物の取得を行った場合には、当該財産の取得目的である事業を最低5年間は継続するよう努めること。

※ 工事請負費又は委託料が伴うものについては、県内事業者が実施する場合に限り交付対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※ 鳥取市民泊適正運営要領（平成30年6月7日制定）第3条第7号に規定する「一般民泊」の取組は対象としない。

※ 補助対象事業について、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金以外の鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を除いた額を補助対象経費とする。

様式第1号（第8条、第12条関係）

年度鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金事業計画（報告）書

事業名	
事業実施時期	
事業実施場所	
事業の目的及び効果	
事業の概要	
県の他の補助金の活用の有無	有・無 ※いずれかに○をしてください。
消費税の取扱い	<input type="checkbox"/> 一般課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
その他	

（注1） 事業計画書は対象となる拠点（地域）ごとに1部提出すること。

（注2） 市町村の地域づくり施策の概要が分かる資料があれば添付して提出すること。補助対象事業に係る参考資料がある場合は、併せて提出すること。

（注3） 事業報告書として提出する際は、事業の実施状況及び支出状況が確認できる資料（写真・チラシ・契約書等）の資料を添付すること。

様式第2号（第8条、第12条関係）

年度鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金事業費内訳及び算出根拠計画（報告）書

（単位：円）

補助対象事業名	事業費	積算	財源内訳		
			本補助金	自己資金	その他
合計					

※ 対象事業ごとに分けて記入すること。

※ 積算について、できるだけ具体的に記入すること。

※ 第11条に係る変更申請の場合、変更前を（ ）で記すこと。

様式第3号（第8条、12条関係）

年度鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額 (決算額)	備考
市補助金 自己資金 その他		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

	区 分	予算額 (決算額)	備考
補助 対象 経 費			
	小 計		
補助 対象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所
氏名 印
(自署の場合は押印不要)
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金の交付申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金に係る
仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定しましたので、鳥取市まちなか・コミュニティビジネス支援補助金交付要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第5号（第12条関係）別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の用途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕 入れ	合計
		課税売上対 応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経費の内訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法